

【被扶養者の資格喪失手続きについて】

新生活が始まる春です。お子様が就職され社会保険に加入された際は、当健保の被扶養者の資格は喪失となります。

また、パートやアルバイトなどで社会保険の適用がない場合であっても、年収 130 万（月額 108,334 円）以上の収入が見込まれる場合や、雇用契約の内容が変更となり社会保険へ加入された場合も同様に被扶養者の喪失手続きが必要です。

《 手続きに必要な書類等 》

・被扶養者(変更)申請書

※新保険証のコピーを添付

新保険証の発行に時間がかかる場合は、社会保険適用日が記載された証明書(雇用契約書など)のコピーでも構いません。

・健康保険証の返却

手続きは自動的に行われません。所属事業会社の人事担当者を通じて、すみやかに書類を健康保険組合に提出してください。

そごう・西武健康保険組合

TEL 045-461-7619

FAX 045-461-7650